

# 平成 25 年度(第 3 次)使用料、手数料等の見直しの基本方針

平成 25 年 7 月 1 日／遠野市経営企画部

## I はじめに

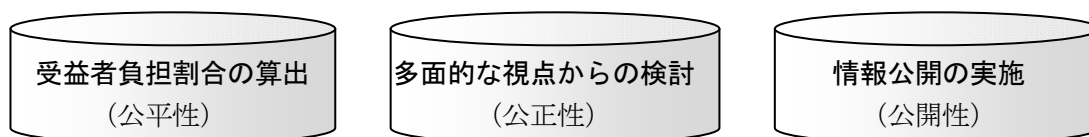
第二次遠野市健全財政 5 年計画において、受益者負担の公平という観点から 3 年毎に適正なコスト計算に基づく使用料・手数料の見直しに着手することとしており、平成 19 年度と平成 22 年度において使用料、手数料等の見直しを実施してきた経緯があります。

このように使用料、手数料等を巡り、サービスの受益者と市民による税負担の割合については、これまでも多くの議論がなされてきましたが、使用料、手数料等の見直しは、必ずしも 3 年に一度の引上げを前提とするものではなく、その定められた額の妥当性をチェックし、行政関与（税負担）の必要性や公共サービスの主体のあり方も含めた検討を行う姿勢が重要です。

これまで各担当課の協力を得ながら、使用料、手数料等の基礎調査、状況調査を実施し、現状把握を行ったところ、使用料、手数料等に関して対応すべき課題も明らかになってきました。

以上を踏まえ、この使用料、手数料等の見直し作業は平成 19 年度、平成 22 年度に続く第 3 次に位置付けた上で、使用料、手数料等の見直しに向けた今後の検討における基本的な考え方を示すものです。

## II 基本方針の 3 本柱



### 1 受益者負担割合の算出（第一の柱）

遠野市が提供している行政サービスに必要な費用は、市民が納める税金や地方交付税など市民をはじめ多くの方々の負担によって賄われています。そのうち、公共施設の使用や特定の行政サービスを利用し利益を受ける場合には、その受益者に費用の一部を負担していただき、施設やサービスを利用しない方との間の負担の公平性を保つ必要があります。

受益者負担としては、公共施設の使用料、役務の提供（以下「サービス」といいます。）による手数料、保育料等の負担金、講座・行事等の参加料などが挙げられます。この受益者に求める負担額を算出するためには、施設やサービスに必要な経費（例えば施設整備に係る資本的経費や人件費や物件費、維持補修などの維持管理や運営に係る経常的経費など）を算定し、更に時間当たり、或いは面積当たりなどの単位費用を求め、原価を算出する方法が望ましいと考えられます。

しかしながら、現段階にあっては単位費用からの原価算出ができずにいる行政サービスも数多く含まれています。すべてのサービスの原価の算出については、固定資産台帳の整備や人事管理手法の改善を見据えた将来的な課題と認識しながらも、現段階で把握可能な限り受益者負担割合を明らかにする方法を探る必要があります。

そこで、今回の使用料、手数料の見直しにあたっては、原価の算出ができない場合であっても、比較的算出が容易な経常的経費のうち管理運営に係る物件費を「最低限の原価」として捉えるなど、受益者負担割合の算出に取り組むことを第一の柱とします。

## 2 多面的な視点からの検討（第二の柱）

使用料、手数料等の見直しにあたっては、公共施設の使用や特定の行政サービスを利用する受益者に求めるべき負担額を算出する必要があります。

この受益者に求めるべき負担額を算出するにあたっては、行政サービスの公共性の程度も考慮に入れながら、利用者が負担すべき部分と税等で負担すべき部分との均衡を図る必要があります。また、市が独自に減免を行っているものについては、政策的な配慮や応能負担の原則に基づくなど、本来の目的や必要性に則し、その対象を明確にするべきものとします。

また、昨今の社会経済状況の変化や指定管理者制度等の新たな動きを十分に踏まえた検討を進める必要があります。社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律による消費税率引き上げの対応について、重点的に検討を要することから、この対応も含めて多面的な視点から検討を行うことを第二の柱とします。

## 3 情報公開の実施（第三の柱）

市民は、納税者として行政サービスの費用を負担しており、行政は市民の満足度の最大化を追求する必要があります。使用料、手数料等の見直しにあたっては、公共施設の使用や特定の行政サービスを利用する受益者に理解を求めるだけでなく、これらのサービスを利用しない市民を含め、幅広い説明責任を負っているものと言えます。

施設やサービスに必要な経費や原価などの説明を行う上でも、使用料、手数料等の見直しの検討過程をオープンに議論を進めるものとします。

使用料、手数料等の事務を所掌する担当課においては、関係団体からの聞き取り調査を実施するなど意見の集約を図るとともに、経営企画部においてはホームページの活用とインターネットを通じて意見を募るなど、積極的な情報公開の実施を第三の柱とします。

## III 使用料、手数料等の見直しの検討対象

使用料及び手数料、分担金及び負担金のうち保育料、諸収入のうち使用料に準じたもののうち、使用料、手数料等の基礎調査及び状況調査の結果を踏まえ、次に掲げるものを平成 25 年度（第 3 次）使用料、手数料等の見直しについて重点的に検討する対象とします。

### (1) 受益者負担割合が特に低い使用料、手数料等

各施設の使用やサービスの提供にあたり、受益者負担割合が特に低い使用料、手数料等について、管理原価を再確認するなど、その要因を分析した上で、使用料、手数料等の見直しを検討します。

#### 【見直しの検討対象】・・・4 条例（施設 29 件）

	根拠となる条例	使用料、手数料等の名称	施設又はサービス	担当課等
<b>(1) 受益者負担割合が特に小さい使用料、手数料等</b>				
1	遠野市営駐車場条例	市営駐車場使用料	2 施設 遠野駅前駐車場 穀町駐車場	経営企画部(管理情報担当)
2	遠野市まちおこしセンター条例	まちおこしセンター使用料	1 施設 まちおこしセンター	産業振興部商工観光課
3	遠野市民センター条例	市民センター施設使用料	15 施設 市民会館ほか	市民センター市民協働課
		市民会館駐車場使用料	1 施設 市民会館等駐車場	
		公民館使用料	9 施設 地区公民館	
4	遠野市営バスの運行及び管理に関する条例	市営バス使用料	1 施設 バス	

## (2) 消費税率引き上げへの対応を要する使用料、手数料等

平成 26 年 4 月 1 日及び平成 27 年 10 月 1 日における消費税率の引上げを控え、消費税の適正な転嫁を確保するために、使用料、手数料等の額が消費税を含めた額で設定されている使用料、手数料等の見直しを検討します。

【見直しの検討対象】… 原則としてすべての使用料、手数料

(特に検討を要するもの 15 条例 (施設 45 件、サービス 6 件))

	根拠となる条例	使用料、手数料等の名称	施設又はサービス	担当課等
<b>(2) 消費税率引き上げへの対応</b>				
1	遠野市ケーブルテレビジョン放送施設条例	ケーブルテレビ加入金 ケーブルテレビ使用料	1 施設 ケーブルテレビ	経営企画部(管理情報担当)
2	遠野市情報交流センター条例	情報交流センター使用料 ふれあい情報プラザ使用料	1 施設 1 施設 情報交流センター ふれあい情報プラザ	産業振興部商工観光課
3	遠野ふるさと村条例	遠野ふるさと村使用料	1 施設 遠野ふるさと村	
4	遠野市たかむろ水光園条例	たかむろ水光園入園料ほか	4 施設 農村活力センター ほか	
5	遠野市かしわぎたいら交流施設条例	かしわぎたいら交流施設使用料	5 施設 コテージランドほか	
6	遠野市観光交流センター条例	観光交流センター施設使用料	1 施設 観光交流センター	
7	(再掲)遠野市民センター条例	市民センター施設使用料 (伝承園のみ)	1 施設 伝承園	
8	遠野市農産物直売加工施設条例	農産物直売加工施設使用料	2 施設 小友産直施設 上郷産直施設	農林畜産部農業振興課
9	遠野市営牧野条例	市営牧野使用料	5 施設 市営牧野	農林畜産部畜産振興課
10	遠野市水道事業給水条例	水道料金 水道事業手数料	1 施設 5 件 水道施設 検査手数料ほか	水道事務所
11	遠野市農業集落排水施設条例	農業集落排水施設使用料 農業集落排水施設手数料	1 施設 1 件 農業集落排水施設 手数料	(下水道担当)
12	遠野市下水道条例	下水道使用料	1 施設 下水道施設	
13	遠野市立博物館条例	博物館分館入館料 博物館分館駐車場使用料	3 施設 2 施設 とおの物語の館ほか 駐車場	遠野文化研究センター 文化課
14	遠野市重要文化財千葉家住宅条例	千葉家入場料	1 施設 千葉家	
7	(再掲)遠野市民センター条例	市民センター施設使用料 運動施設使用料 ふれあい交流センター利用料金	3 施設 9 施設 1 施設 文化交流施設ほか 市民体育館ほか あえりあ遠野	市民センター市民協働課
15	遠野市都市公園条例	遠野運動公園使用料	1 施設 公園施設	

## (3) 前回の見直しから検討継続されている使用料、手数料等

平成 19 年度 (第 1 次) 又は平成 22 年度 (第 2 次) 使用料、手数料等の見直しにおいて検討対象とされたものの、その後の実施至っていないものについて、今回改めて実施可能性の有無を含め、受益者負担割合の適正化について検討することとします。

【見直しの検討対象】… 2 条例 (サービス 2 件)

	根拠となる条例	使用料、手数料等の名称	施設又はサービス	担当課等
<b>(3) 前回の見直しから検討継続</b>				
1	遠野市手数料条例	介護予防生活支援サービス手数料	1 件 サービス手数料	健康福祉部長寿課
2	遠野市一時的保育事業実施要綱	一時保育料	1 件 負担金	子育て総合支援センター 子育て総合支援課

## (4) その他早急な見直しの検討を要する使用料、手数料等

(1)(2)以外に、今年度中に早急な検討を要すると考えられる使用料、手数料等については、適正な事務の執行が図られるよう検討します。

【見直しの検討対象】… (施設 2 件、サービス 2 件)

ふれあいの森使用料、運動公園土地使用料、史跡内鉄塔用地使用料、し尿収集運搬手数料

## IV 使用料、手数料等の見直しの検討手順

平成 25 年度（第 3 次）使用料、手数料等の見直しの検討手順は、以下に掲げる事項に特に配慮することとします。

### (1) 基本的な情報の把握と整理

#### ① 料金設定の性質分類

使用料、手数料等の見直しにあたっては、各施設やサービスの性質によって見直しの根拠となる情報を分類し整理することとします。

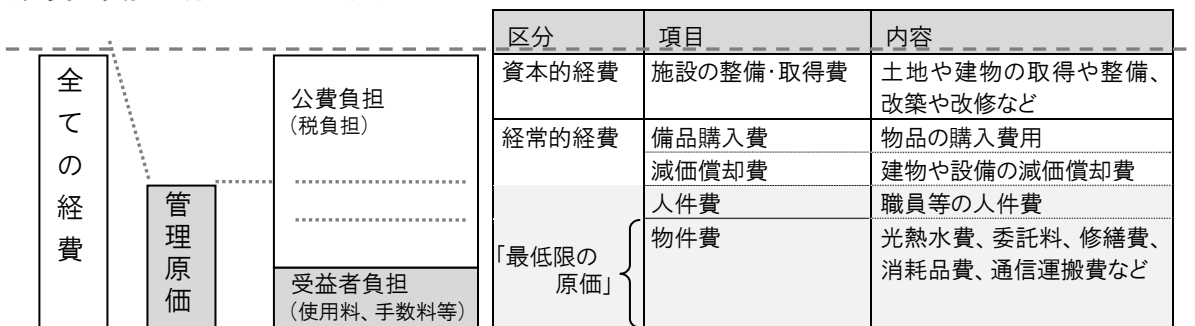
(分類例)

- ア 原価計算に基づく料金設定
- イ 他市との比較による料金設定
- ウ 民間施設や民間事業者のサービスとの比較による料金設定
- エ その他

#### ② 各施設やサービスの管理原価

各施設やサービスの管理原価の算出には、施設の整備に係る資本的経費と、施設の管理に係る経常的経費があり、少なくとも経常経費を原価の基礎と捉えて、公費負担と受益者負担の割合を求めます。ただし、経常経費の把握が困難な場合は、少なくとも「最低限の原価」として物件費の把握に努めるものとします。

(経費と負担区分のイメージ図)



#### ③ 施設やサービスの性質分類

各施設やサービスの性質を収益性と主体性の 2 つの基準をもとに分類し、適正な負担割合の算定に役立てます。

##### ア 収益性からの分類

施設やサービスに係る最低限の原価に対する受益者負担の割合から分類を行います。

**市場的** … 受益者負担の割合が概ね 40%以上

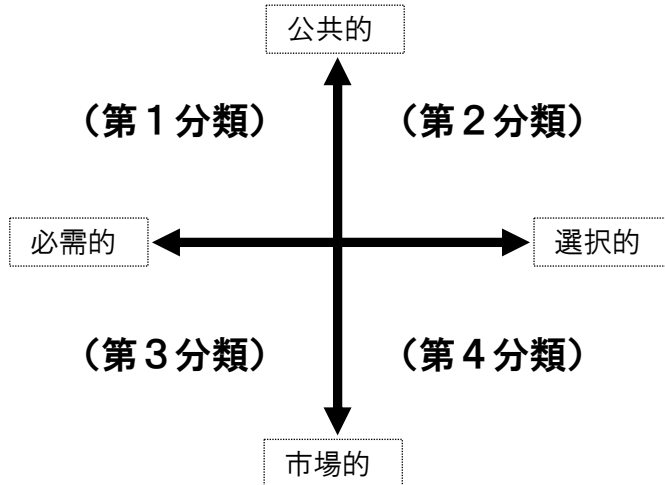
**公共的** … 受益者負担の割合が概ね 40%未満

##### イ 主体性からの分類

**必需的** … 法令等により市に実施義務があるもの、又は民間にないサービス

**選択的** … 民間でも同様なサービスが提供できるもの

(施設やサービスの性質分類イメージ図)



分類	内容	受益者負担割合
第1分類	行政自らが提供するサービス。 基本的には、経費は公費で負担。	0% ～20%
第2分類	民間にあまり見られないサービス。 経費は公費と受益者が負担。	20% ～60%
第3分類	民間にもあるが、主に行政が提供。 基本的には、経費は受益者が負担。	20% ～60%
第4分類	民間にあるサービス。 経費は公費と受益者が負担。	60% ～100%

④ 見直しに伴う影響額の予想

各施設やサービスの利用実態をもとに、使用料、手数料等の見直しを行った場合の影響額、或いは見直しを行わなかった場合の影響額を予想します。

(2) 関係団体からの意見聴取

使用料、手数料等の見直しにあたっては、施設やサービスの利用者側からの意見を幅広く把握する必要があることから、利用団体のほか指定管理者からも意見を聴くこととします。

また、使用料、手数料等の見直しの原案がまとめられた際には、インターネットを通じたパブリックコメントを実施するなど、幅広い意見聴取に努めます。

(3) 推進体制

使用料、手数料等の見直しに関する推進体制は、以下のとおりとします。

① 庁議（経営改革推進本部）

- ・ 使用料、手数料等の見直しの基本方針の決定
- ・ 検討後における見直し内容の決定

② 経営企画部

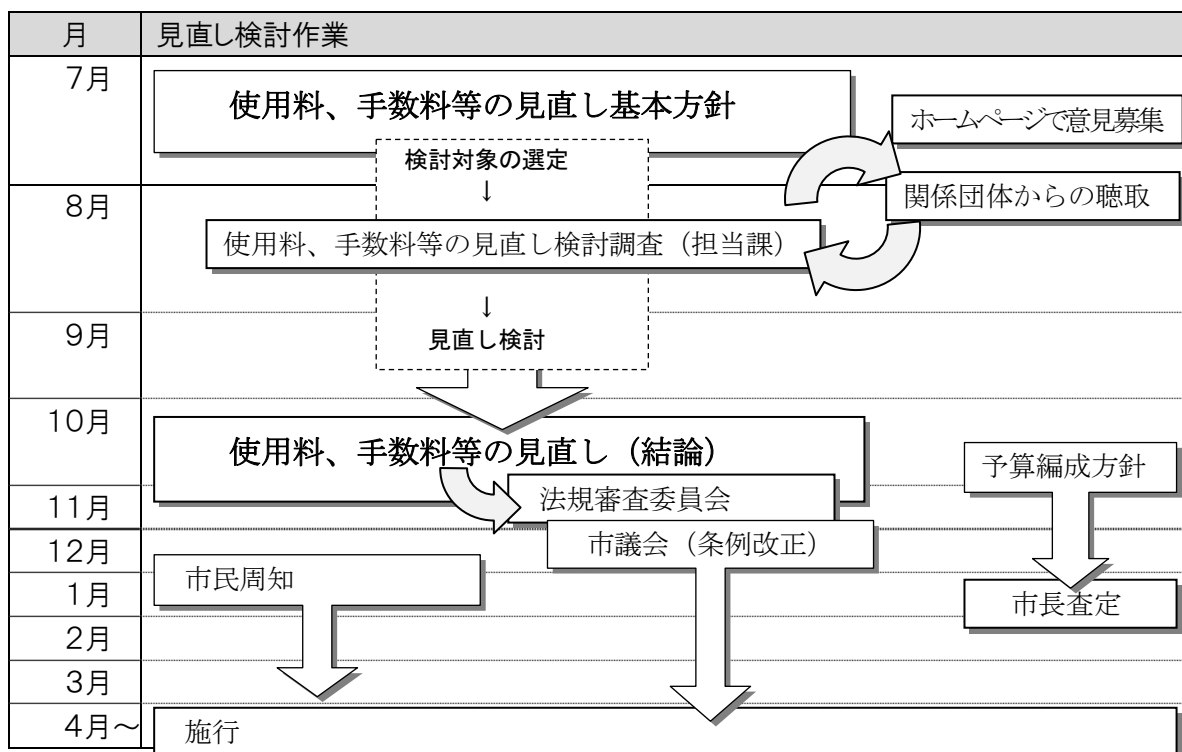
- ・ 検討対象の基本的な情報の整理
- ・ 基本方針及び見直し内容の原案策定
- ・ 検討内容の公表

③ 担当課等

- ・ 使用料、手数料等の見直しの検討
- ・ 関係団体からの意見聴取
- ・ 指定管理者との協議
- ・ 条例等改正案の作成



## V 使用料、手数料等の見直し検討スケジュール



◎平成 25 年度（第 3 次）使用料、手数料等の見直し

【見直しの検討対象】… 20 条例（施設 77 件、サービス 9 件）

	根拠となる条例	使用料、手数料等の名称	施設又はサービス	担当課等
<b>(1) 受益者負担割合が特に小さい使用料、手数料等</b>				
1	遠野市営駐車場条例	市営駐車場使用料	2 施設 遠野駅前駐車場 穀町駐車場	経営企画部(管理情報担当)
2	遠野市まちおこしセンター条例	まちおこしセンター使用料	1 施設 まちおこしセンター	産業振興部商工観光課
3	遠野市民センター条例	市民センター施設使用料	15 施設 市民会館まか	市民センター市民協働課
		市民会館駐車場使用料	1 施設 市民会館等駐車場	
		公民館使用料	9 施設 地区公民館	
4	遠野市営バスの運行及び管理に関する条例	市営バス使用料	1 施設 バス	
<b>(2) 消費税率引き上げへの対応</b>				
5	遠野市ケーブルテレビジョン放送施設条例	ケーブルテレビ加入金	1 施設 ケーブルテレビ	経営企画部(管理情報担当)
		ケーブルテレビ使用料		
6	遠野市情報交流センター条例	情報交流センター使用料	1 施設 情報交流センター	産業振興部商工観光課
		ふれあい情報プラザ使用料	1 施設 ふれあい情報プラザ	
7	遠野ふるさと村条例	遠野ふるさと村使用料	1 施設 遠野ふるさと村	
8	遠野市たかむろ水光園条例	たかむろ水光園入園料まか	4 施設 農村活力センターまか	
9	遠野市かしわぎたいら交流施設条例	かしわぎたいら交流施設使用料	5 施設 コテージランドまか	
10	遠野市観光交流センター条例	観光交流センター施設使用料	1 施設 観光交流センター	
3	(再掲)遠野市民センター条例	市民センター施設使用料 (伝承園のみ)	1 施設 伝承園	
11	遠野市農産物直売加工施設条例	農産物直売加工施設使用料	2 施設 産直施設	農林畜産部農業振興課
12	遠野市営牧野条例	市営牧野使用料	5 施設 市営牧野	農林畜産部畜産振興課
13	遠野市水道事業給水条例	水道料金	1 施設 水道施設	水道事務所
		水道事業手数料	5 件 検査手数料まか	
14	遠野市農業集落排水施設条例	農業集落排水施設使用料	1 施設 農業集落排水施設	(下水道担当)
		農業集落排水施設手数料	1 件 手数料	
15	遠野市下水道条例	下水道使用料	1 施設 下水道施設	
16	遠野市立博物館条例	博物館分館入館料	3 施設 とおの物語の館まか	遠野文化研究センター文化課
		博物館分館駐車場使用料	2 施設 駐車場	
17	遠野市重要文化財千葉家住宅条例	千葉家入場料	1 施設 千葉家	
3	(再掲)遠野市民センター条例	市民センター施設使用料	3 施設 文化交流施設まか	市民センター市民協働課
		運動施設使用料	9 施設 市民体育館まか	
		ふれあい交流センター利用料金	1 施設 あえりあ遠野	
18	遠野市都市公園条例	遠野運動公園使用料	1 施設 公園施設	
<b>(3) 前回の見直しから検討継続</b>				
19	遠野市手数料条例	介護予防生活支援サービス手数料	1 件 サービス手数料	健康福祉部長寿課
20	遠野市一時的保育事業実施要綱	一時保育料	1 件 負担金	子育て総合支援センター 子育て総合支援課
<b>(4) その他</b>				
ふれあいの森使用料、運動公園土地使用料、史跡内鉄塔用地使用料 … 歳入科目の確認 し尿収集運搬手数料 … 他市町村比較による検討				